

会議録

1 会議の名称 令和5年度第2回佐賀県障害者差別解消支援地域協議会

2 開催日時 令和5年10月19日(木) 9:00～11:00

3 開催場所 グラントはがくれ ハーモニーホール

4 出席者 <<委員>>

別紙委員名簿のとおり

<<事務局>>

健康福祉部：實松部長、豊田副部長

障害福祉課：黒田課長、久富室長、副島副課長、浦塚係長、

中山主事

5 議 題

- ・第1回協議会の意見に対する説明について
- ・佐賀県障害者差別解消条例の改正について
- ・合理的配慮の提供ハンドブックの内容について

6 会議録

(議長)

本年度第2回の佐賀県障害者差別解消支援地域協議会、本日は報告事項が2つと議事が1つと設定されております。11時までとなっております。活発なご意見をよろしくお願ひします。それでは次第に従って進んでいきたいと思ひます。まず本日の議題は次第に書かれている通りでございます。

1と2の報告事項の説明を事務局からしていただき、そしてその後質疑をお受けしたいと思ひます。そしてその後に3番目の合理的配慮の提供ハンドブックの内容についての説明を事務局からしていただき、ハンドブックの内容についての意見交換をしていきたいと思ひます。

それでは、事務局より報告事項の説明、お願ひいたします。

(事務局)

まず、報告事項(1)第1回協議会の意見に対する説明についてでございます。お手元の資料の右上の資料ナンバー資料1というのをご覧ください。第1回、4月に開催いたしました第1回の協議会の場で、いろいろと委員の皆様の方からご質問ご意見をいただきました。その第1回の協議会の中でご説明ご回答させていただいたところがございますけれども、その第1回の協議会の場で対応し

きれていなかったものといたしまして、大きく 3 点整理をさせていただいております。資料にもございますとおり、まず 1 つ目といたしまして、障がい及び障がい者の理解啓発に関する県の横断的な取り組みについてということでございます。4 月の第 1 回の協議会では、私共、県障害福祉課の取り組みを中心に紹介をさせていただいたというところでしたが、委員の方々から、四角に書いておりますとおり、佐賀県障害者差別解消条例の改正については、すべての分野ということで、決して障害福祉の分野だけに限らず、すべての分野に係ることなので、県庁内の他の部署でも取り組まれている障害に対する理解につながるような活動も引き続き進めていただきたいというご意見をいただいたところでございます。このご意見を踏まえまして、今回他の県庁の関係部署の取り組みを各所属のほうから説明をさせていただきたいと思っています。そして、大きな 2 点目といたしまして、障害者雇用についてご意見がございました。障害者雇用について、ハローワークでは「ろう者は電話ができない。手話ができない、コミュニケーションがとれないなどの理由から、企業側に断られてしまうことが多々ある。障害者雇用の中で格差があるのではないか。」といったご意見をいただいたところでもあります。第 1 回の協議会では佐賀労働局の方が欠席でございましたので、今回労働局さんの方から改めてご説明いただきたいと思っております。3 つ目に、インクルーシブル教育についてでございます。

3つほど集約をさせていただいております。

インクルーシブル教育というのは、みんな同じだということを心の底から思っ
ていただくことが大切だと思う。障害者権利条約も国連の総括所見において、日
本のインクルーシブル教育についての改善勧告は、日本独自の制度やシステム
の在り方に対する問題提起と考えられるが、佐賀県としてはこの問題について
どのように考えているのか。また、インクルーシブル教育について佐賀県で実際
に行っている取り組みや進めるにあたってどのようなことが障壁になっている
のかなど、県の教育行政における姿勢や考え方を教えていただきたいというご
意見をいただいたところでございます。この点につきましては、県教育委員会の
ほうから説明をいただきたいと思っております。

それでは、この3点の報告につきまして、まず1つ目の障害、障害者の理解啓発
に対する県庁横断的な取り組みについてということで、まず県民協働課の方か
ら説明をさせていただきます。

(県民協働課)

私の方からは、さがすたいるの資料について説明させていただきます。まず、さ
がすたいるというのは、なかなか聞いたことがない。ちょっとイメージが湧かな
いという声もあるかとは思うのですけれども、さがすたいるとは、障がいのある

なし、また、年齢、性別、国籍など、お一人お一人の個性の想いに寄り添って、みんなで自然に支え合うことで、誰もが心地よく過ごせるような、そんな佐賀らしい優しさのカタチ、それをさがすたいるとして県民協働課では取り組んでおります。さがすたいるにつきましては、今年 8 月に策定されました佐賀県施策方針 2023 において、佐賀らしさを磨くためのアプローチと位置づけられておまして、これまで以上に県の様々なところに、さがすたいるの想いを反映させるとともに、県内でいろいろな方が混ざり合っ、お互いを理解して支え合っ、そういう場面を創れるよう取り組んでいるところでございます。次のスライドをお願いします。

みんなが自然に支え合、心地よく過ごせる佐賀県を目指して、取り組んでいる事業についてご紹介いたします。まず情報発信についてでございますけれども、さがすたいるの想いに賛同する飲食店などを専用のサイトで紹介しております。誰もが安心して、まちに出掛けるための情報発信を行っているんですけども、この情報発信につきましては、普段の外出の際にお困り事を抱えやすい当事者の方にリポーターに入っ、いただきまして、実際にお店に行っ、使いやすい設備ですとか、お店を利用しやすい設備ですとか、例えば入るときに段差がなかったとか、開き扉ではなくて引き戸だったので入りやすかったとか、そういう設備の事ですとか、やさしいお店の方のサポート、例えば先ほど言っ、段差があっ

たとしても、お店の方が例えば車いすを抱えてお店の中に誘導していただける
とか、そういうサポートについて紹介するサイトになっています。

この他今年度は、さがすたいの認知度を上げるために当事者の方にご出演い
ただいて3分程度ではございますが、テレビでの番組も放送しております。

あと右上の写真になりますけども、学校向けのUD出前講座を行っております。

障がいのある当事者の方を講師にお招きして当事者の困りごとを生徒さん達が
知ったうえで、自分のできるサポートについて考えてもらうきっかけとしてお
ります。

障がいのある方と交流することで、心の壁をなくして、みんなが自然と支え合え
る関係作りにつなげていっております。実際に、講座を受講した後に生徒さんた
ちからの要望、提案で、学校の例えばクリスマス会とかそういうお楽しみ会に講
師に来ていただいた方を招待しようとか、まちで出会ったら何かお手伝いでき
ることがありますかと声をかけれるようになった、という嬉しい声が届いてお
りますので、色んな方に理解に繋がっているのかなと考えているところです。

また、出前講座の他にも飲食店などのお店や、施設を対象として、さがすたいの
ゼミというものを開催しております。実際に、例えば障害をお持ちの方が、お店
に来られた時にどういったサポートをしていいか、ちょっと戸惑ってしまうと、い
うような場合が想定されますので、当事者の方を講師に招いて、実際に接客を体

験するという実戦形式で実施しております。これによって、これまで気づかなかったサポート、意外とハードルが低いんだな、こういうところに気が付けばサポートができるんだなあというところを気づいていただける機会としています。

また本日、写真はございませんけれども、県が施設の建設や改修を行う際は、どなたでも使いやすい施設になるよう、当事者からアドバイスをいただく機会を設けたり、あとイベントを開催する時も、当事者からのご助言をいただく機会を設けて、どなたでも参加しやすい、利用しやすい取り組みを進めております。

例えば今年オープンしたアリーナですとか、昨年県立図書館にオープンしました、インクルーシブルな図書スペースがある、「みんなのもり」などがそれにあたります。このほか、障害のあるなしや、子育て中などにかかわらず、多様な方が一緒に楽しんでイベントも開催しております。本日お配りしております、さがすたいる映画館、今週の土日 21、22 日ですけれども、データ化についても、そのひとつです。さがすたいる映画館では、聴覚や視覚に障害をお持ちであっても笑顔で楽しめるようにバリアフリー字幕ですとか、音声ガイドをつけたり、あと、子育て中の方や車いす利用の方でも、お気軽に参加できるように車いす席の設置、照明を少し明るめにしたり、途中で席を立ったり、声を出してもオッケーですよということでしております。また、入場の際のサポートをするボランティアスタッフも配置するようにしております。ご都合のつかれる方は是非お越しい

ただければと思っております。さがすたいるについては以上になります。ありがとうございました。

(事務局)

はい、続きまして、県スポーツ課から説明させていただきます。

(県スポーツ課)

スポーツ課の方から障がいのある方がスポーツ活動を楽しむためにということで、取組事項をご紹介します。佐賀県スポーツ課では SAGA2024 全障スポーツ大会に向けて選手の発掘、育成、それからパラスポーツの普及、理解促進に取り組んでいます。SAGA2024 に向けた取り組みが障害のある方たちにとって、スポーツの楽しさを知る、それから社会参加を実現するといったきっかけになることを目指しています。

そのために5つの取組をしておりますので、ご紹介していきます。

まず1つ目です。誰もがスポーツを楽しむきっかけ作りということで、県内各地でのパラスポーツ教室、それから指導者が希望場所に出向いて行う出張スポーツ教室、こういったものを開催しております。それから、特別支援学校でのスポーツ環境の機会を増やすというところで、スポーツ環境を整備することで、競

技用具の購入そういったものを支援しています。それから、パラスポーツ大会、佐賀県では年2回、5月の競技記録会と10月、今月に開催します、みんなの大会といった2つのパラスポーツ大会を開催しています。次のスライドにいきたいと思います。2022年から障害者スポーツ大会という5月10月の2つの大会を大きく見直しまして、名称を同じくパラスポーツ大会としながらも、5月は競技力を高める、佐賀から全国、世界へと選手が育つようにということで競技力を高めた大会、10月にはみんなの大会ということで、障がいのあるなしに関わらず一緒にパラスポーツを楽しめる大会をするということで取り組んでいます。

障害者スポーツという名称をパラスポーツと呼び方に変えたことについて、障害のあるなしに関わらず一緒にスポーツに取り組むことができるということを創っていききたいという想いも込めています。

そして、2つ目の取り組みです。SAGA2024への出場を目指す選手の発掘と育成によるパラスポーツの普及となっておりますが、来年SAGA2024全国障害者スポーツ大会が佐賀県で開催されます。これを大きな機会ととらえまして、そこに向けてパラスポーツにチャレンジする方を増やしていこうと体験教室を開催しております。それから出場を目指して活動する選手を支援するために、育成指定選手の認定を行ったり、チーム活動、クラブ活動費の補助、それから競技力を高めるための自主大会開催の支援などを行っております。SAGA2024全国障害者

スポーツ大会、来年いよいよ開催されます。10月26日から10月28日となっ
ていますが、今年鹿児島大会が来週末いよいよ開催されます。10月28日から
30日の3日間、今年度の佐賀県選手72名、団体競技7チームそれから個人競
技45名を派遣するようになってます。今、来年に向けて佐賀県はすごくパラス
ポーツが盛り上がってるなと感じているところですが、次のスライドになりま
すが、全国障害者スポーツ大会の選手の派遣、これも佐賀県が行っております。
全国障害者スポーツ大会では、個人競技が7競技、団体競技7競技ありますが、
それぞれ来年度SAGA2024では出場枠がもっと広がります。通年でありますと、
個人競技は24名程度しか出場できませんが来年開催県のため140人と大きく
幅が広がります。団体競技につきましても、九州ブロック地区予選会も突破しな
いと、優勝しないと出場できませんけれども、来年は開催県枠ということでチー
ムがあれば、全国大会に出場ができるという大きな機会になっています。そのよ
うな中で、選手の発掘育成を続けてまして、団体競技に特化して言いますと、以
前は2チーム2競技ぐらいしかチームがなかったところ、2018年から組み
を続けてまして、次のスライドになります、今年度はチームができていないところ
が、後1競技というところまで迫ってきました。来年2024には全12種目で団
体競技も出場したいというふうに思っています。その中でも競技力を高める生
活等支援していく中で、団体競技におきましては優勝しないと出場できないと

競技力も求められることにはなりますが、今年度鹿児島大会にはソフトボール競技、それからバレーボール知的男子のチームの 2 チームが出場することができました。自力で優勝して出場できるということはなかなかの快挙だと思っています。

そのいった中でもソフトボールチームが優勝して全国大会に行くというところで、同じように全国ろうあ者大会に出場される聴覚障害のあるソフトボールチームと交流試合をすとか、そういったところで障がいの区別を超えて交流を深め、切磋琢磨してる姿とかも見られるようになりました。そういった中で活動の輪が広がっているというのを感じています。そういった中、SAGA2024 育成指定選手ということで、国スポのほうも強化指定選手を指定して、こういった T シャツを配っているんですけども、全障スポーツを目指す選手にも同じように育成指定選手に配布してこれを着て、活動をしていただくことで士気を高めていただくということを行っています。

それから 3 つ目、取り組みとしてパラスポーツや障がいへの理解を深める取組としておりますが、いろんなイベントでパラスポーツを体験できるブースを開設をしています。今週末のさいこうフェスの中でもストリートフェスの所でパラスポーツ体験ブースを出したりしていますけど、そういった中でパラスポーツまず体験していただく、知っていただくという機会が増えていけばというふ

うに思っています。スポーツを通して障がいの理解を深めていく、そういった意味合いでいろいろなイベントを開催しています。

そして 4 つ目です。パラスポーツの活動をしていただくためにはサポーターであったり指導者であったりボランティア活動、育成も必要になってきます。そういった中でスポーツ課のほうでは、障がいやパラスポーツに対する理解を深めるサポーター研修会の実施をしたりとか、そういった取り組みの中でパラスポーツに関わる人を増やしていくという取り組みをしています。ここにいくつかパラスポーツ大会での高校生ボランティアの活躍する姿という様子を紹介しています。ボッチャの選手のサポート、車いすバスケットボールの体験を通してパラスポーツの楽しさ楽しさ、そういったところを知っていただく機会をもっています。それからフライングディスク競技、あらゆる障がいがある選手が出場されますので、それぞれの障がいの特性に合わせた声かけであったりとか誘導であったりとか、そういったところの体験をしていただいたところです。

スポーツ課のほうでは SAGA2024 でどうかわる？ ということで、全国障害者スポーツ大会に参加したことがある選手の声がきっかけではありましたが、ある県に、選手として訪問した際に、駅や町中に高校生が普通に声をかけてくれた、ためらったり特別な目で見るとはではなく普通に接してくれたことが 1 番嬉しかった、そういった大会であってほしいということをお話されたことがあります。

ました。これは本当に素敵な言葉だなと思ひまして、普通というのは本当に躊躇なくというところで行きますと、障がいを理解することが進んでいかないとできないことかなと思っています。そういった中で、ここで SAGA2024 選手サポート担当スポーツ課の願ひでありますけれども、いくつかあげております。

SAGA2024 を機に佐賀県民が当たり前に支えあつて日本で 1 番誰にとつても優しい県になり、そういったことが繋がつていけばいいなと考えています。

最後になりますが、パラスポーツの魅力情報発信ということで、いろんなパラスポーツに携わる選手を紹介をしています。この中には、ここに関わつて下さつてゐるサポーターの方、そういった方の紹介をしながら、パラスポーツの魅力、スポーツを通して障がいを理解していく、一緒にパラスポーツを楽しんでいく、そういったことが進めていければなと思っています。佐賀県ではスポーツのチカラを活かした人づくり、地域づくりを進める SAGA スポーツピラミッド構想 SSP 構想を進めております。2024 年、来年開催する SAGA2024 全障スポを大きな通過点として、その後も、パラスポーツの普及、選手・指導者の育成等を政策的に展開していくこととしています。SAGA2024 全障スポに向けて、障がい者が広くスポーツを楽しむ機会やきっかけを増やし、日常的にスポーツを楽しむ環境づくりを進め、大会終了後もスポーツ活動が継続でき、新たにスポーツを始める障がい者が継続して増えていく、そういったことを目指して活動をしてい

きたいと思っています。スポーツ課からは以上です。

(事務局)

はい、ありがとうございます。ここで少しお知らせというかご紹介をさせていただきたいと思います。

前のほうにスライドございます。資料のほう配らせていただいておりますけれども、障害の当事者の団体でもありますけれども、DPI 日本会議の事務局長をされています佐藤様です。8月の下旬に佐賀県職員向けの障害者差別解消に関する研修の講義の講師を務めていただいた際に、先ほどスポーツ課の方から紹介がありましたけれども、SAGA アリーナを視察いただきました。そのあと、こちらからお願いしたわけではなかったのですが、DPI 日本会議のホームページで SAGA アリーナが日本最先端のバリアフリー整備がされているということで絶賛をいただいております。障がいのあるなしに関わらず、選手・出演者・観客としても SAGA アリーナは誰もが楽しめる施設になっているということで紹介をいただいたところでございます。この SAGA アリーナ、先ほどもありました、来年の SAGA2024 のメイン会場にもなりますし、もうすでにバスケットの佐賀ブルーナーズですとか、バレーボールの久光スプリングス、こちらのホーム会場として多くの方に楽しんでいただいております。また、来月 11 月 19 日

の日曜日に、佐賀県伝承芸能祭、こちらは入場無料で SAGA アリーナで開催されます。ぜひ、ご都合のつかれる方、ご機会があられる方は、この SAGA アリーナを体感いただければと思っております。1つご紹介でございました。それでは引き続きまして、県文化課よりご説明をお願いいたします。

(県文化課)

まず文化課で障がいのある方の文化芸術活動に関する取組を文化課のほうで行っている事案についてご説明いたします。まず1スライド目ですけれども、佐賀県障がい者文化芸術作品展でございます。こちらは県内の障害者の方が創作された作品を募集し、展示する作品展になっています。内容としましては、書、絵画、写真、工芸、手芸、和・洋裁の全6部門になります。こちらにつきましては、今年度、第23回になりますけれども、10月の31日まで作品の方を募集しています。展覧会につきましては12月7日から12月17日に行います。こちらにつきましては、部門ごとに審査会を行いまして、各部門ごとに入賞作品を選出します。こちらは表彰式については12月9日に行う予定となっています。毎年多くの作品を出展していただいております、昨年度は約500点出展いただいております。毎年作品の点数も増えておりまして、こうした芸術活動というのがだんだん広がっていくのではないかなと感じているところです。次のスライドお願いし

ます。

佐賀県障害者芸術文化活動普及支援事業です。こちらは、障がいのある方が自ら活動に取り組む機会の充実を図り、文化芸術活動の裾野を広げるとともに、障がい者の文化芸術の振興を図ることを目的として実施しており、もともと国の事業として実施していましたが、今は自治体制を見直しまして、国の補助、県の補助ということで 1/2、1/2 ということで補助事業として行っているものです。事業の内容としましては、まず文化活動をしたいということで様々な電話での相談対応ですとか、実際に文化活動等をワークショップなどの形で実施しております。各地域で開催し、なかなか遠方に行きづらい人にも参加いただくように県内各地でそういうものを開催しております。

また、アート作品の展覧会やパフォーマーの発表の場などを通じまして、広く皆さんに意見をもらう機会を作ったりしております。次のスライドをお願いいたします。

関係するアート展です。こちらは県内だけでなく、全国から障がいのある方の作品を集めた展覧会になっております。今年度につきましては、8月24日から10月12日、つい先日まで開催をしております。来場者につきましては、他の障がいのある方の作品展では見られないような大変好評で、7,800人の方にご来場いただいております。こちらの展覧会につきましては今回が3回目ということで、

ワークショップなども毎回内容を変えておりまして、今回は博物館を出て、壁画アートということで、色んな方にご参加いただいて、壁画アートを作り上げるという取り組みをしました。こちらも大体約 100 人くらい、ご参加をいただいております。

こうした取組を通じて障がいのある方の文化芸術活動というものを更に進めていきたいと考えております。以上です。

(事務局)

はい、続きまして県人権同和対策課から説明をいたします。

(県人権・同和対策課)

資料はピンクで縁取りした資料を使いたいと思います。まず最初に、資料の修正をお願いします。表題のところでは佐賀県の人権啓発の取組についてというところで②と最初に書いておりますが、②を削除していただきますようお願いいたします。では早速ですが、佐賀県の人権啓発の取組について紹介させていただきます。スライド次をお願いします。

目次として 2 つに分けております。まず 1 つが人権啓発、障害者の方のためにするものについてと、2 つ目が新たな人権条例の制定について紹介をさせてい

たきます。次のスライドをお願いします。

人権啓発について、①として人権週間について紹介させていただきたいと思
います。法務省の人権擁護機関では、第二次世界大戦後の 1948 年に国連のほうで
世界人権宣言を採択されております。採択日の 12 月 10 日を最終日とする 1 週
間を人権週間と定め、各関係機関や団体とも協力して、全国的に人権啓発活動に
力を入れて行っているところです。佐賀県も 12 月 4 日から 10 日の人権週間に
あわせて様々な啓発活動を実施しております。令和 4 年度の実績としては、県
庁 1F の県民ホールで啓発パネル展をしたり、人権フェスタをしたり、あとは佐
賀県立図書館でコラボ展示を行ったりしました。次のスライドをお願いします。

ふれあい人権フェスタについて、もう少し詳しく説明をさせていただくと、令和
4 年度は神埼市のはんぎーホールのほうで開催しました。障がいのある人の人権
やインターネットに関する人権、外国人の人権など、様々な人権問題に対する正
しい理解と認識を深めてもらったところです。具体的には、ボッチャや卓球バレ
ーを楽しめるパラスポーツ体験、そして障害者アートの魅力たっぷりの絵画展
をしました。その他、お菓子や雑貨を販売するふれあいマルシェも開催したとこ
ろです。令和 5 年度につきましては、12 月 10 日に上峰町民センターのほうで
開催予定となっております。次のスライドをお願いします。

人権・同和対策課の方では、啓発パネルや DVD、書籍の貸し出しなども行って

おります。人権週間に合わせて県民ホールで人権問題啓発パネル展を開催をしたり、年間を通して啓発用パネルや DVD、書籍の貸し出しを実施しています。障害者の方をテーマとしたパネルは 12 枚、そしてビデオ・DVD は 16 本準備しております。県庁の各課、各学校、企業で人権研修を職場ないでされたりする時の支援を行っているところです。貸し出し実績としては、令和 4 年度は県庁各課、学校、市町、企業、その他合わせて 201 件の貸し出しを実施したところです。次のスライドをお願いします。

新たな人権条例の制定について、説明をさせていただきます。令和 5 年 3 月に佐賀県では、「全ての佐賀県民が一人一人の人権を共に認め合い、支え合う社会づくりを進める条例」を制定しました。もともと人権条例はあったのですが、5 条しかない簡単な条例でしたので、昨今の複雑多様化する人権問題に対応するために、旧条例を廃止して、新たに人権条例を制定したところです。新しい条例のポイントとしては、○を 5 個書いております。県、市町、県民の責務、これは旧条例でも規定をしていたのですが、やはり人権施策を県民一体となって取り組んでいくためには、事業者の責務、事業者の協力も必要ということで新たに事業者の責務を追加しました。また不当な差別、いじめ、誹謗中傷など、具体的な事例を挙げて、してはならない行為を条例の方に明記をして、人権侵犯の条項を設けたところです。そして、相談者への助言等を行う相談体制の整備についても

改めて条例に規定をしました。そして、相談体制だけでは解決できない場合には、必要に応じて解決に向けた助言、説示、あっせん、勧告などの行政指導を行うことも規定をしております。また、インターネット上の誹謗中傷の防止の取組としまして、必要と認める場合には、プロバイダ等に削除要請を行うとの規定をさせていただいたところです。次のスライドをお願いします。

今後の取組についてですが、まず令和5年3月に新しく条例を制定いたしましたので、条例の広報啓発に努めたいと考えております。条例の趣旨や内容が県民に行きわたるよう、市町や関係団体等の協力を得ながら、様々な講演会や研修会を通じたり、チラシを配布したりすることで、広報啓発活動を実施していく予定です。そして、条例を作っただけでは意味がありませんので、条例の適切な運用に努めていきます。まず、平成30年3月に改訂した、現行の人権教育啓発基本方針について見直しを行います。今年度、新たな条例に基づく基本方針を策定することを検討しているところです。そして、人権啓発センターさが総合相談窓口を拠点として、県民に寄り添った相談対応等を引き続き行っていきたいと考えております。また、ネット上の誹謗中傷等の防止を図るためにネットモニタリングを今年度の4月から強化したところですが、引き続きネットモニタリングをやっていきたいと思っております。

簡単ではございますが、説明は以上です。

(事務局)

はい、ありがとうございます。以上が、県の関係部署での様々な取組について、ご紹介をさせていただきました。今日、限られた時間の中ですので、紹介しきれない部分もございます。様々な取組を、しっかりと関係部署と連携をして、引き続き取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひします。続きまして、2つ目の障害者雇用につきまして、佐賀労働局様よりご説明をお願いいたします。

(佐賀労働局)

障害者雇用につきましては、労働局、県の各地のハローワークと様々な就労支援の関係機関様と連携して、進めさせていただいているところでございます。今回資料につきまして、座って説明させていただきたいと思ひます。障害者の雇用の状況につきましては、障害者の雇用率制度についてなんですけども、障害者の法定雇用について、雇用率なんですけども、現在民間企業の法定雇用率では2.3%ということで、資料の下のほうの赤いところでお示ししておりますとおり、来年4月からなんですけども、段階的に引き上げられることが決まっております、令和4年度4月には2.5%ということで0.2%上がりまして、さらに令和8年7

月までに2.7%まで引き上げられることがすでに決まっております。労働局、ハローワークといたしましても、求職者を支援はもとより、事業主様に関しまして、近年鈍化している精神障害者の方への支援が中心になってくるのかなと思うんですけど、障害のある方が持っている力を発揮できるように、関係機関とも連携して、支援してまいりたいと思っているところでございます。次のページなんですけども、佐賀県の民間企業における障害者の雇用の状況①という資料ですけども、令和4年6月1日現在における障害者実雇用率、法定雇用率は2.3%を上回しまして、過去最高の2.76%ということです。これは、全国の中でも第4位ということで、全国平均が2.25%なんですけども、かなり高い水準で推移をしているところです。続きまして、次のページの、佐賀県内の民間企業における障害者雇用の状況②の資料でございますけども、令和4年6月1日現在における障害者法定雇用率達成企業の割合、対象の企業の中で法定雇用率を達成できている企業の割合が66.6%ということで、数年前まで全国第1位というところを維持してきているところではあったんですけども、現在は第2位ということで、ただ、上位のところは非常に僅差であったというようなところでございますので、非常に高い水準で推移をしております。

続きまして佐賀県内のハローワークにおける障害者の求職就職状況の推移ということで、こちらの資料は昨年度、令和4年度のハローワークの求職者の状況、

それと就職者の状況になりますけども、新規求職者、新規求職申込件数が、かなり増えてきておりまして、就職件数が比例して増えてきております。このグラフの中で、令和2年度というのはコロナの影響を最も受けた年でありましたので、新規求職者についても新規求職申込件数についても落ち込みが見られます。ただそのあと、感染対策も進みまして、状況も変わりましたので、どんどん求職者の方、特に精神障害の方の求職活動が活発になりまして、新規求職者の数もぐっと増えてきておりまして、それに比例して、就職件数も伸びているところございまして、コロナの前、令和元年度がコロナ前になりますけども、その時の水準を超える状況にまで回復をしている状況です。精神障害者の方が増えているということで、精神障害者の方が後押ししているという状況かと思えます。

次の資料になりますけども、佐賀県内のハローワークにおける障害者の求職、就職状況の推移ということで、こちらは障害種別ごと、身体、知的、精神、その他の障害というところで、障害種別ごとの新規求職申込件数と就職件数の状況を表したグラフになっております。このグラフの特徴としては、平成28年ぐらい、青いグラフ、折れ線グラフが精神障害者になるんですけども、身体障害者の方を抜いておりまして、ちょっと逆転の状況が見えておりますので、精神障害者の方の状況が見て取れるかと思えます。

続きまして、雇用分野における障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提

供義務についてでございますけれども、雇用の分野におきましては、平成 28 年 4 月 1 日に差別禁止と合理的配慮の提供義務というものがすでに施行されております。施行前に、説明会等を開催して周知をしているところではございますし、今現在においても、差別禁止と合理的配慮の部分を周知を続けているところでございます。単に障害者であるということだけを理由として、雇用の機会を与えないとか、そういった差別はいけませんよとか、あとは障害がある方にとって必要な配慮という部分を提供することが求められているところではあるんですけども、合理的配慮に関しましては、その障害のある方にとって、どんな配慮が必要なのか、質問の中にもあった聴覚障害の方あるいは精神障害の方、その時に個人個人に必要な配慮というものは違ってくるかと思っておりますので、その方にとって何が必要なのか、話し合うプロセスということが大事でありますので、相談の場を設けていただき、それによって必要な配慮、企業にとって、ここまではできる、これ以上は無理といったことがありますので、ぜひ話し合っ、て、配慮の提供をしていただきたいと思います。資料については、簡単でございますが以上です。

それと最初に説明がございましたけれど、4 月に開催された協議会において、質問をいただいておりますので、そのことに対して説明をさせていただきます。聴覚障害者の方で、電話ができないといった理由で企業側に断られてしまうと

ということが見受けられるということなんですけども、企業側が求める求人の内容によっては、電話の応対というものが求められてくると、その部分ではできないですよ、ということになってきてしまうのかなと思うんですけど、ただ当然、そこでハローワークでは、その聴覚障害がある方ができるお仕事、これまでやってこられた経験とかその方の強みの部分を企業様にもアピールをして、どんな仕事であればその方ができる仕事があるのか、そういったところを模索をして企業様にも検討いただくように話を進めさせていただくところです。あと、当然ですが、コミュニケーションの部分で重なる部分があるかと思えますけれども、例えば、面接であったりとか、職場見学であるとか、そういった部分でハローワークのほうでも手話協力員というものを委嘱をさせていただいております。県内6つのハローワークがございますけども、それぞれに手話協力員を委嘱させていただいておりますので、その方の協力を受けて、ハローワークの職員と手話協力員と一緒に同行して、企業訪問して、見学や面接、あるいは採用をいただいた後には、定着の支援だったり、何か問題が発生したときには、手話協力員とともに訪問して、という体制は作らせていただいておりますので、なかなか希望されて面接に至らなかったというその結果が残っていらっしゃって、満足できない結果になってしまわれたということかと思えますけども、ぜひともハローワークにご相談いただいて、当然解決に向けて一緒に取り組んでまいりたいと思って

おりますし、障害者職業センター様とか、障害者就業・生活支援センター様とか、
いろいろな関係機関の協力を得ながら、進んでまいりたいと思っておりますので、
よろしくお願ひしたいと思ひます。説明は以上となります

(事務局)

はい、ありがとうございます。それでは次に、インクルーシブ教育について、県
教育委員会特別支援教育室から説明をお願いします。

(県教育振興課特別支援教育室)

私のほうからは、インクルーシブ教育について説明をさせていただきます。まず
インクルーシブ教育とは何かというところなんですけども、資料にも記載して
おりますが、インクルーシブ教育とは、人間の多様性の尊重等を強化し、障害者
が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効
果的に参加することを可能にするという目的の下、障害のある者と障害のない
者がともに学ぶ仕組み、というふうに定義しております。少し長いんですけども、
ここでのポイントは障害のある者と障害のない者がともに学ぶ仕組みというと
ころにあります。これについて、国の文部科学大臣もコメントを出されておしま
して、障害のある子どもが障害のない子どもとともに学ぶ環境づくりを日本の

インクルーシブ教育ととらえたうえでなんですけども、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場の整備、これを特別支援教育ととらえ、この二つを両輪として、これからも取り組んでいくという趣旨のコメントを昨年9月に出されており、本県の特別支援教育の考え方も、このような国の考え方を基本として進めていく方針でございます。本県の教育委員会としましては、まず教育には目的というものが必要になるんですけども、障害のある児童生徒が将来の自立した生活と社会参加ができるようになること、将来自立して生活していくことができるようになる、ということが、特別支援教育の目的、目指すところと考えているところでございます。そのために、何ができるかというところなんですけども、まず学びの場を徹底していくにあたって、可能な限り障害のない児童生徒と、一緒に過ごせるような支援を行います。そして必要に応じて、通常の小中学校の学級ですとか、特別支援学級、または特別支援学校といったような、それぞれの学び場があって、一人ひとりの教育的なニーズに対する支援の提供ということ、これが大切だと思っております。県ですとか、あと市町がそれぞれ担っている特別支援教育は、このような考え方を基本として進めているところでございますけども、国連からの勧告、第1回の協議会の時にもお話がありましたけども、国連からの勧告は日本型の分離した特別支援教育の在り方について、あがっているところでございます。ですが、県としましては、市町の教育委員会とも連

携して行って、障害のある子どもたちの教育について、先ほども申し上げましたけども、教育の目的である、児童生徒の自立と社会参加、これを実現できるように支援していけるように、取り組んでいきたいと思えます。以上がインクルーシブ教育の考え方になるんですけども、続きまして、県の具体的な取り組みというのものも少しご紹介させていただきたいと思えます。県教育委員会の取組といたしまして、教育委員会では佐賀県教育施策実施計画というものを策定しているんですけども、この中で6つの重点的な取り組みというものがござります。その中の一つにさがすたいるスクールというものがござります。先ほど、県民協働課さんのほうからも説明がありましたけども、県では誰もが自分らしく心地よく過ごせる優しいまちのすたいるということで、さがすたいるを推進しているんですけども、県の教育委員会のほうでも、学びたい誰もが安心して学べる、優しい学校の実現を目指して、さがすたいるスクールプロジェクトというものに取り組んでいるところでござります。このさがすたいるスクールプロジェクトの取組がいくつかござりますけども、その主な取組としてインクルーシブ教育システムに対応した特別支援教育の充実というものがござります。その取組を資料のほうに2つほど記載させていただいております。まず一つが、居住地校交流というものがござります。この居住地校交流は、特別支援学校に在籍する児童生徒と、そこに居住する地域の小中学校の児童生徒、特別支援学校の生徒さんは

必ずしも地元にはではなく、例えば佐賀市内の特別支援学校に小城市ですとか多久市ですとか、少し遠方から通われているということがありますので、地域の学校とは離れているという生徒さんがいらっしゃいます。そのような生徒さん同士の交流の機会を設けるということで、例えば交流事業などを行いながら、障害のある子どもにとっても、障害のない子どもにとっても、お互い社会性を養って、豊かな人間性を養っていく、お互い尊重し合いながら学ぶ機会となるものと考えております。

例えばどのようなことを行っているかといいますと、学校によって様々なんですけども、小中学校に行き一緒に授業を受けたりですとか、あと体育の授業の中で一緒にボール遊びなどを行ったりとか、あとは畑で芋ほりを行ったりとか、取組のやり方はそれぞれですけども、特別支援学校の希望に応じて授業を行っていくというのが流れになっています。ここ数年の交流事業なんですけども、コロナの影響で実施回数が減少傾向にございました。ですが、令和4年度につきましては、年間に120回実施をされてまして、数年ぶりに増加しております。こちら児童生徒に対して直接的な支援事業ということになるんですけども、もう一つが教員に対してのサポート事業ということになります。もう一つが特別支援教育エリアリーダーということで、資料にも記載させていただいております。これは何のために行っているかという、特別な支援を必要とする子どもたち

が地域の小中学校で一人ひとりの教育的なニーズに応じた適切な支援を受けていくためには、それぞれ小中学校がしっかりとした受け皿を持っておく必要があります。県の教育委員会は効果的な支援体制や児童生徒の指導方法について、地域の小中学校からの相談に対応する特別支援教育エリアリーダーというものを設置しております。令和2年度から令和4年度にかけては東部地区に配置しておりました。東部地区は、このエリアリーダーの研修や個別支援を通して、ノウハウの成果が各学校の先生方に一定程度浸透していると考えております。現在集中強化期間でございまして、令和5年度から令和7年度にかけては、エリアリーダーを新たに中部地区、北部地区、西部地区の3地区に配置することとしております。このように県教育委員会では教員誰もが特別支援教育の専門性を身につけて、児童生徒の支援ができる学校づくりができるよう目指しております。このエリアリーダーが具体的にどのようなことをしているかということですが、次のスライドで、これはある小学校の事例なんですけども、学級全体が常にザワザワとしている状態で、落ち着かないというクラスがありました。その中には、障害の特性が強い子供さんも複数いらっしゃいまして、先生が注意しても騒がしくなるという状態で、担当先生も非常に困られておりました。そこでエリアリーダーが相談を受けて、その先生に対して学校のルールの作り方ですとか、授業での重要

なポイントなど、いくつか、他にもいろいろあるんですけども、クラスの改善に取り組んでいただいたところです。その結果、クラスの中で落ち着かなかった子どもも、少しずつ学級活動に慣れるようになってきてまして、横の先生同士の連携もうまく図れるようになって、個別の支援も上手にできるようになったと聞いております。これによって、クラス全体が落ち着いた学校生活を送れるようになったという事例がございます。このような事例は県内いろんな学校で起こっているんじゃないかと思うんですけども、どうしたらいいかというところで、対応できる先生が意外といらっしゃらない、というのが現状です。ここで先生がうまく受け皿と言いますか、生徒たちを、障害のある子に対しても、ない子に対しても支えているけるような、そういう指導力を身につける必要がありますので、そのサポートを県の教育委員会のほうから、少しでも支援できるような仕組み、事業というところで行っているところでございます。小中学校は義務教育でございますので、実施主体は市町の教育委員会ということになるんですけども、そのような教員に対するサポートですとか、特別支援学校としては先ほどの交流事業、居住地校交流等で子供たちに直接的な支援というものをやっておりますので、その両方、もしくはその他の事業も含めまして、市町の教育委員会と県とお互いに連携を取りながら、インクルーシブ教育を少しずつでも前に進めていけるように特別支援教育というものの充実を図っていきたいと思っております。

特別支援教育室からは以上でございます。

(事務局)

はい、ありがとうございます。以上で、事務局及び関係部署・機関からの説明でございました。

(議長)

はい、ありがとうございました。報告事項1の障害の理解啓発に関する県庁横断的な取組として様々な施策の現状を報告していただきました。本日の本題であります合理的配慮の提供ハンドブックの議事に時間をとりたいと思いますので、報告事項の2に進んでまいりたいと思います。2番目の報告事項は、佐賀県障害者差別解消条例の改正についてです。事務局よりご説明をお願いします。

(事務局)

続きまして、報告事項(2)の佐賀県障害者差別解消条例の改正についてご説明をさせていただきます。冒頭の部長の挨拶でも申し上げましたとおり、先の令和5年9月定例県議会におきまして、この障害者差別解消条例、正式名称は省略しますけれども、改正が成立をいたしまして、10月5日に公布され、来年4月1

日に施行となります。お手元の資料の2という資料をご覧いただきたいと思
います。前の方のスライドにも出ておりますけども、最初のほうに経緯を整理をさ
せていただいております。こちら今年の4月の第1回の協議会におきまして、改
正案の素案について、皆様からご意見をいただきました。それを受けまして、5
月に書面決議をさせていただきました。ただそのあと6月に、県庁内に新たに法
制審査会という、新しく条例等を制定・改正をする場合は、この法制審査会の手
続きを経るということで新たに設けられましたことから、そちらにかけまして、
6月、7月で法制審査会の中で調整を行いました。その結果を踏まえまして、8
月に皆様のほうに意見をいただいたところがございます。その意見で、たくさん
の意見を皆様のほうからいただきました。その中で主なものを真ん中ほどに、下
の方には質問ということで紹介をさせていただきます。

ご意見いただいたものにつきましては、改正条例の中に反映したものの、それとご
意見を踏まえてしっかりやっていくものということで対応のところを整理をさ
せていただいております。それでは紹介をさせていただきます。

ご意見の一つ目として、条例の中で2条2項の条文の出だしが「県や事業者」と
なっているということで、当初しておりましたけども、そのあと第6条が事業者
の役割、そのあとの第9条が県の責務となっているので、事業者そして県という
並びのほうがいいんじゃないか、というご意見をいただきました。これについま

して条例改正に受けまして反映をさせていただいております。また次に合理的配慮は障害のある人自身が行う意思表示なので、家族や支援者は代弁者として位置づけを分けた方がよいというご意見をいただきました。これにつきましても、改正条例の中で反映をさせていただきました。3つ目に、「障害者」を漢字ではなくひらがな、ウ冠の漢字の「害」ではなく、ひらがなの「がい」に変更してほしいというご意見がありました。これにつきましては、第1回の協議会においてもご意見があったところでありますけれども、現在様々のご意見、障害の「害」の字の取り扱いにつきましては意見がございます。ただ私共、現状におきましては、法律等でウ冠の「害」の字が使用されていることを鑑みまして、条例等におきましては、ウ冠の「害」を使わせていただくこととしました。引き続き、国、そして国民等の様々のご意見・動き等を踏まえながら、今後も検討・注視をしていきたいと思っております。

それから6条の2項で、その実施に伴う負担が過重でないときに、障害のある人との相互理解を深めるとも条例の書きぶりによって読める、相互理解を深めることは基本理念なので、条文の前段に挿入してはどうか、というご意見をいただきました。これにつきましては、ご意見は、たしかにそういうふうには読めるというような見方もあるかと思っております。ただ私共としましては、合理的配慮の提供にあたりましては建設的対話による、相互の、障害のある方、そして事業者とかそ

の他の行政機関の相互の理解が不可欠であるというような趣旨で当初の案のまま、ここの規定の中で書かせていただくこととしました。それから、第5条の地域コミュニティが地縁組織を指すとすれば、第5条も努力義務ではなく義務化する必要があるのではないか、というご意見がありました。今回、法改正及び条例改正において、事業者等につきましても合理的配慮の提供が、努力義務から義務化をされます。この事業者の対象につきましては、必ずしも営利団体等だけではなく、非営利、例えばボランティア団体、それから自治会、こういった組織につきましても、そこが反復して継続する事業を実施する場合におきましては、この事業者等に含まれるということでございますので、ここはそういった反復継続をするような事業をする場合には、合理的配慮の提供が義務化ということになります。ということで、規定の内容としてはマークさせていただいております。

また、下の方にご質問をいただいている分ですが、「意思の表明があった場合」、「負担が過重でなく」という表現があるので、事業者が具体的に対応できるのか具体的な実現が弱くならないか心配であるといったご質問がありました。しっかりと私共の県におきましても、この後議論ご意見交換をいただきますハンドブックですとか、現在取り組んでおります出前講座、こういったものにつきましてしっかりと県民の皆様、事業者の皆様、そして障害のある方、みなさんにしっかりと普及啓発に取り組んでまいりたいと思っております。

また、2つ目に、条例では法的義務化を行い、公共交通事業者等への「バリアフリー法」では努力義務となっている。訴訟等に発展した場合はどうなるのか、というご質問をいただきました。この社会的障壁とバリアフリーということで、定義、概念的には社会的障壁のほうが広義の意味で、その中にバリアフリーというものが位置づけられるのではないかと考えております。そういったことを踏まえた対応をいただきたいということで、ちなみにですが、この障害者差別解消法の中で、いわゆる例えば施設整備等につきましては、環境の整備というふうに位置づけをされております。これは合理的配慮の提供とは別に位置づけをされておきまして、この環境の整備にあたりましては、障害者差別解消法におきましても、引き続き努力義務というふうな位置づけがなされているところでございます。最後に、条例における「障害者」には、手帳を持たない難聴者も含まれるのかというご質問がありました。こちらは含まれるという解釈になっております。

以上、最後に資料のほうに、今回の障害者差別解消条例、県の方では「障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県をつくる条例」という条例でございまして、こちらの改正前と、この度改正をいたしましたそれぞれの条例の全文を、資料のほうにつけさせていただいております。後ほどご確認いただければと思います。以上で、報告事項（2）につきましては以上になります。

(議長)

はい、ありがとうございました。4月にこの協議会で条例の改正について議論しましたけども、そのあとの経緯を含めて、最終的に県議会で議決された条例改正案のご説明をいただきました。8月に意見照会ということで、各委員にこの改正案の経緯ですとか、案が郵送で審議されたと思います。4月に比べますと、さらに具体的に、わかりやすい条例になっているかと思います。なにか今のご説明にご質問等がありますでしょうか。もしあれば、手をお上げください。

ないようでしたら、本日の議事、本題、合理的配慮の提供ハンドブックの内容についての検討に入ってまいりたいと思います。それではまず事務局よりご説明をお願いします。

(事務局)

はい、それでは議事といたしまして、合理的配慮の提供ハンドブックの内容につきまして事務局のほうから説明をさせていただきます。

お手元のほうに資料3と右上のほうに書いております、それからハンドブックのタイトル案、それから冊子になっておりますけども、合理的配慮の提供ハンドブック、こちらの方をご覧になりながらお聞きいただければと思います。今日この場では、ゴールイメージですけども、できればぜひ皆さん、私共から説明させ

ていただいた後、皆様にタイトル案につきまして、ここに6つ挙げさせていただいておりますが、決してこの中から選んでくださいというわけではなくて、こちら勝手に事務局のほうで、例えばこのようなタイトルはどうかということで掲げているものであります。これ以外につきましても、ぜひ皆様のほうから、何か、ぜひわかりやすい言葉で、またメッセージ性があるような言葉で、何かこのハンドブックのタイトルがこの場で案が決まって、決めていただければと思います。それと構成、このハンドブックの構成、そして盛り込むべき内容につきましてぜひご意見を頂ければと思います。今日ここでそういったことをご指摘いただければ、後日そういったご意見を踏まえまして、テキストとして最終原稿をこちらの方で整理をさせていただいて、皆様方に改めて書面の方で内容を確認いただいて、制作というところに進めさせていただきたいと思います。ぜひ、タイトル案、構成につきまして、ご意見をいただければと思います。それでは資料3についてですけれども、このハンドブックの制作の目的ですけれども、主に事業者の方々が実際にお手元に置いていただいて、例えばお店や会社とか障害のあるお客様の対応いただく際に、その場で一緒にいながらでも使っていただく、また事業者の方々が従業員の方とか社内での研修でも使っていただけるようなものになっていけばなという想いを込めまして作成できればと思っております。その中でも、合理的配慮の事例や障害の様々な種類、特性などがございます。その障害の

特性にあわせて、どういった合理的配慮の提供、どういうふうに対応していった方がお互いの理解が進むのだろうか、みんなが暮らしやすい佐賀県になっていくのだろうか、ということを考えて対応していくことに使っていただけるようなハンドブックになっていけばと思っております。そういったことをできる限り分かりやすくまとめていきたいと思っております。表紙ですけども、合理的配慮の提供ハンドブックとしておりますけども、ぜひここにタイトルとして、6つほど先ほど紹介しました資料の方にタイトル案とありますけども、例えばとさせていただきますいておりますけども、ぜひ表紙に掲げるタイトルについてご意見をいただければと思っております。ちなみにこのイラストですけども、ご存じの方も多いかと思いますけども、バスケットボールB1の佐賀ブルーナーズの公式マスコットキャラクターのバルたんといいます。今人気急上昇中だと思っておりますけども、こちらをこの合理的配慮の提供ハンドブックの佐賀県のハンドブックのイメージキャラクターとして活用させていただいて、しっかりと理解啓発に一緒に取り組んでいければと思っております。それから中の構成の方向になりますけども、めくっていただきますと裏表紙のところに県の障害者差別解消条例を平成30年9月に制定しております条例で、この度改正をしましたが、この前文については変更はあっておりません。この条例の全文、前語りの部分には佐賀県の思い、県民との決意の部分がしっかりとうたわれているとこ

ろでございます。こちらの方を、今一度ぜひ県民の皆さんと共有するという
ことで、表紙の裏のところに改めて条例前文の抜粋を掲載をさせていただきたいと
思います。

次の3ページ目に、はじめにということで、今回作成したいと思っておりますハ
ンドブックについての、基本的な考え方を載せております。今日取組を説明をさ
せていただきましたけども、このさがすたいということが基本になるかと思
います。その中で、このハンドブックの3つの特徴ということで、「知る・気づ
く」、2つ目に「きっかけを作っていく」、3つ目に「行動に移していく」という
ことにつなげていきたいという想いでここに改めて書かせていただきたいと思
います。めくって4ページ目は、目次ということで最終的に構成が決まれば、こ
の目次を作成したいと思えます。5ページ目には、改めて合理的配慮とは、とい
うことをイラストを使いながら、紹介をさせていただきたいと思っております。
そして6ページ目以降ですが、6ページから13ページまでは合理的配慮の提
供の場面場面を少し紹介をさせていただくということでございます。例えば、お
店に行きたいというような対話形式の中で、次のところでは例えば金融機関の
窓口でということで、こういったやり取りを対話形式で、ここにも実際にはイラ
ストや写真を使いながら、わかりやすく、親しみやすくという形で、整理をして
いければと思っております。この7ページ目のところを見ていただければわか

るのですが、佐賀弁で親しみやすく、口座解約の手続きで、手が不自由なお客さんが来らしたよ、どがんす？というような、佐賀にゆかりがある方であればわかっていただけであろうということで、佐賀弁ということでさせていただければと思います。このことにつきましても、ご意見をいただければと思います。それが13ページまで色々なシーンで場面を想定しながらのやり取り、そして合理的配慮の提供という視点で、今回義務化されたことを考えると、こういうふうに対応していただきたいというようなことを、前段と後段で整理させていただければと思います。そして、14ページから30ページまでに、合理的配慮の提供の事例ということになります。冊子の案でいきますと、上の方に14～15ページ目見開きとなっているところがあるかと思います。これ以降につきましては、合理的配慮の提供の事例ということなんですけども、それぞれの障害の特性、障害の種類によって整理をさせていただいております。先ほどまでのページは、場面場面を想定しながらということなんですけども、今度はアプローチを変えて、合理的配慮の提供にあたって障害の種類・特性によってどういうふうな対応・提供をしていけばいいんだろうかというようなところで、その参考にしていただきたい。例えば、最初は視覚障害のある方についての、障害の特性ということを書かせていただいて、実際に視覚障害のある方がどういったお困りごとを抱えていらっしゃるのだろうかということを二つ目の丸で記載をさせていた

だいております。一つ目の丸の障害の特性、そして2つ目の丸のお困りごと、こういうことを踏まえまして、それでは実際に合理的配慮の提供ということであれば、どういうふうなことが例えばあるのだろうかかというところで、最後に合理的配慮の提供事例ということで、いくつか紹介をさせていただくといった構成で整理をさせていただきたいと考えております。そういったことを、次は聴覚・言語障害のある方、そして次に肢体不自由のある方、そして内部障害のある方、知的障害のある方、精神障害のある方、発達障害のある方、高次脳機能障害のある方、重症心身障害のある方、難病のある方といった、それぞれの障害の特性、種類に応じて、主な障害の特性、想定されるお困りごと、そして事業者の方々に対応いただきたい合理的配慮の提供事例ということで、紹介をさせていただきたいと考えております。その途中途中に入ってきますけども、この1枚構成の整理をさせていただいてる資料にもありますけども、身体障害者補助犬ということで、こういった途中途中出てきますし、また対応していただくにあたって知っておいていただきたい基礎的な知識につきましても挿入をしていきたいと思っております。それから冊子に戻りますが、上の方に31ページ目と書かせていただいておりますけども、こちらに、人にやさしい建物づくりサポート相談窓口とあります。こういった、例えば施設改修や人的サービス、こういったものについて相談をする窓口ということで、事業者の方が相談をする場合の窓口という

ことで、事業者の方が相談をする場合についての窓口も紹介をさせていただいております。また、次のページでは手話のポイント、こういったワンポイントの部分ですけれども、こういったことでもコミュニケーションのきっかけになってまいりますので、手話のポイントですとか、あと筆談で対応いただく際のポイント、こういったものも紹介をさせていただければと思っております。めくっていただいて33ページ目となっておりますところには、基本的な介助方法ということでイラスト付きで紹介をさせていただければと思っております。また、34ページ35ページ目ですけれども、不当な差別的取扱いに該当しない場面ですとか、合理的配慮の提供義務に反しない事例というの出てきます。やはり実際の場面ではこういったケースも考えられますので、ここでは合理的配慮の提供事例を紹介するのにあわせて、不当な差別的取扱いに該当しない場合ですとか、合理的配慮の提供義務違反にならないケースというの紹介をさせていただきたいと思っております。そして36ページ目ですけれども、各県や市町の相談窓口ということで、冒頭の部長挨拶でも紹介をさせていただきましたが、県には障害者差別に関する相談専用ダイヤルというものを、番号はすでにこういった番号で予定しております。開設は、近日中には開設できるかと思っております。開設の際にはプレスリリース等させていただきながら、しっかりと皆さんにも知っていただくための取組もさせていただきますし、しっかりと相談員として

この専用ダイヤルで対応させていただきたいと思っております。また引き続き、障害福祉課の中に専用ダイヤルを設けますけれども、それ以外の様々な相談も含めまして、障害福祉課では引き続き対応させていただきます。また県内20市町におかれましても、それぞれ障害者差別に関する相談窓口ということで設けていただいておりますので、こちらにつきましても地元の市町等にご相談いただく際の窓口を掲載させていただきたいと思っております。そして次の37ページでございます。こちらは国の方が、10月16日、今週の月曜から、このつなぐ窓口をというものを開設をされました。試行的なものということで事業がスタートされております。例えば、各事業者におかれましても所管の省庁があるんだと思います。この所管の省庁にそれぞれの窓口がございますけれども、まずそういうところに相談をして、そしてそれぞれ適切な場所につないでいただくということで、こういったつなぐ窓口ということで、まず最初にご相談いただく際の窓口ということで、国の方で開設されましたので、これもぜひご紹介させていただきたいと思っております。

38ページにはヘルプマークにつきましても、しっかりと県民の皆様、今県内のJRの佐賀駅からスタートしまして、そのあと6駅追加いただきまして、広く県民の方々に知っていただく機会、そしてご利用いただく方にとっても、手に取りやすい形ということで、様々な場面でヘルプマークの取組を進めているとこ

ろでございます。あわせて紹介をさせていただければと思います。最後、裏表紙でございますけども、こちらぜひこの佐賀県障害者差別解消支援地域協議会が作成主体となって、県のほうで発行はしますけども、協議会が作成主体となることで、関係機関が一体となって主体的に取り組んでいければと考えているところでございます。そして、これにつきましては、1回作って終わりということではなく、まずは今年度初版ということで作成をしまして、そのあとの事例の積み重ねや新たな制度、社会状況の変化を敏感にとらえながら、しっかりと必要に応じて改訂版というのも今後はしっかりと協議会の中でもご議論いただきながら、対応していきたいと思っております。

いずれにしても、こういった合理的配慮のハンドブックを作成することによって、障害のある方、そして事業者の方、関係者の方々が相互理解を深めるきっかけ、そしてともに暮らしやすい佐賀県の一助になればという想いで作成できればと思っております。事務局からは以上になります。

(議長)

はい、ありがとうございました。来年の4月には、改正された国の法律も佐賀県の条例も施行されるということで、それでこのハンドブックを作ろうということです。ハンドブックに盛り込む内容の案ですとか、構成ですとか、タイトルに

ついでご意見をお伺いしたいと思います。素案については今ご説明いただきました。残り20分しかないですけども、読み込んでもらえたらかなりご意見出てくるかと思っておりますけども、今日しっかり議論するだけの時間がないと思っておりますので、今日できるだけ議論を今からしていただきますけども、また事務局にアイデアや意見を寄せていただくような方法を講じていただいて、また具体的なハンドブック作りをしていただくようなことが必要かと思っております。委員さん今日初めてこれをご覧になるわけですね。読んでいただければ、具体的なそれぞれの当時者の組織の方や事業者の方などからご意見いただけると思っております。よろしく申し上げます。それです、今おおまかな内容、何を盛り込むかということで、ハンドブックの内容と構成についてご説明いただきましたが、構成についてお気づきのことがあればご発言ください。そのあと、タイトルについて、ご意見を伺いたいと思っております。いかがでしょうか。どうぞ自由にご意見、質問、発言いただきたいと思っております。それではマイクをお願いします。

(A 委員)

会員の方々に情報提供して、意見がききましたので何点か申し上げたいと思っております。まず、14ページ15ページ目見開きと書いてあるところですが、合理的配慮の提供事例とカッコで書いてあります。次のページ以降がその言葉がないの

で、合理的配慮の提供事例は各ページに入れた方がいいのではないだろうか、という意見が一つ出ております。それと、29ページ目重症心身障害のある方のところの真ん中あたりに医療的ケアが必要な方もいると書かれてあります。医療的ケアが必要な方は重心以外にもおられますので、この辺は工夫がいるのではないかという意見がありました。それとコミュニケーションについてですけども、文字盤など特有なコミュニケーション方法をとられる方がいらっしゃいます。そのことについてのコメントも、どこかで入れた方がいいのではないかという意見が出ております。それと最後に、先ほど横断的な取り組みを、委員の皆様からご説明いただきましたけども、その辺も例えばQRコードで読み込めるようなページがあると、盛り上がりを示せるのではないかというふうに思いましたので、以上4点お知らせします。よろしく申し上げます。

(議長)

ありがとうございました。前もって、そういえばメールで添付をして送っていただきましたね。詳しくご検討いただきましてありがとうございます。今コメントについて、事務局から何かありますかね。

(事務局)

はい、ご意見ありがとうございます。今いただきました4点につきましては、しっかりと私共から具体的にしっかりと落とし込む際に、ご意見を反映させていただいて、皆さん方に改めて共有させていただきたいと思います。貴重なご意見ありがとうございます。

(議長)

はい、それでは手を挙げられていた方にマイクをお願いします。

(B 委員)

やり取りのページですけれども、銀行員とかはAさんという表記になっていて、障害者のところは障害者となっておりますので、釣り合いがつくように、障害者と書くのであれば、銀行員、銀行員Aさんと書くのであれば、障害者Aさんというように釣り合った書き方がいいのではないかと思います。あと、質問で、当事者目線で考えると、というところと、合理的配慮で考えると、というところで区別をされているのですが、この意図を教えてくださいたいです。それと、これは実際にあった例にイメージされながら作成されたんだと思うんですけども、正直読んでてちょっとショックを受けたというか、例えば場面③の大型商業施設で視覚障害の方が来られた時に、店員Bさんの方が目が見えないから仕方なくて

と、こういうふうなことが実際にあるから書いておられると思うんですけども、実際その目が見えないなら仕方ないというわけではなくて、何かお困りだから、というふうに佐賀県が変わってほしいということなのに、そのことについてはコメントせずに、合理的配慮で困っているからということで、私一人ひとりのとらえ方については全然何も言ってないんですね。ですので、目が見えないならお困りだから毎回大変ですね、というそういう整理にされた方がいい気がしましたし、それから場面⑤のコンビニエンスストアでも、あのお客さん、さっきから店内ばウロウロしよらすけど怪しくなか？て言ってて、たしかにそう思ったのかもしれないけども、保護者の人が言っているとおり、怪しいというのはその人が思っていることですので、ウロウロしているけどどうかしたのかな、という怪しいとかそういう言い方ではない言い方をしてほしいと言っているのに、合理的配慮の提供で、見方は変わらなくていいけど、でも配慮は必要だよという形になっているので、やっぱり見方自体も、行動としてはたしかにその通りでいいと思いますけども、そのあとの警察に連絡すっばい、というところも実際にすることもあるのかもしれないけども、なんか読んでてショックを受けたというか、ちょっと店内をウロウロしているだけで、警察にまでというところで、がっかりしたというか、ショックを受けたというか、このあたりの文言をちょっとご検討いただければと思います。以上です。

(議長)

はい、表現が逆に偏見を助長することになるのではないか、たしかに文言の検討は必要になるのかと思いました。私もそのような印象を受けたところがありますから。はい、それではマイクをお渡ししたいきたいと思います。

(C 委員)

障害のある人もない人もということで表題についておりますけども、これは差別解消を目的に作られたとは思いますが、さがすたいるもですけど、ヘルプマークのことを書いてありますけども、このことでぜひヘルプマークを持っている人は、例えば妊婦さんだったり、障害がない人でもかまわないということ、最後のページあたりにでも項目としてあげていただけないかなと思います。私達、内部障害の方は、このヘルプマークはとても役立ちます。もし可能であれば、トイレにはオストメイト用の対応をしているという十字のマークがありますが、ヘルプマークを貼っていただくとより使いやすいかなと思います。そうすると多目的トイレでも外見で全くわからない内部障害の方でも入りやすいです。もう一つ、私の障害とは関係ないんですけども、聴覚障害者の方は私どもの事務所の前で手話の勉強をされているんですけども、UDトークという聞こえない

障害者の方用のアプリがありまして、ダウンロードするとすぐ使えるのですが、これをもっと、障害のある方の手話の勉強はとても大変ですので、伝えることだけはUDトークで簡単にできますので、誰でもダウンロードできる簡単なアプリですので、もっと普及して聴覚障害者の方とのコミュニケーションを楽にしていだけないかなと思います。聴覚障害者の方の手話のことが32ページにありますけども、内訳にもあるんですが、もっと詳しく具体的にこの32ページの中にUDトークの使い方とかというものを追加していただければと思います。それから障害の相談専用ダイヤルありがとうございました。以上です。

(議長)

はい、色々盛り込んでほしい案を発言していただいております。39ページより、もう少し増えそうですね。ほかに何かありますでしょうか。マイクをお願いします。

(D 委員)

まず、ハンドブックの3ページについて、はじめにという後の、さがらしいやさしさのカタチと表題がついておりますけども、そのあとの本文では漢字で佐賀らしいと書かれてありますが、この区別はあるのでしょうか。それともう一点、

今日のこの協議会について、私も佐賀県なになに協議会とか審議会とか、委員を13か14でやっているのですが、今回の協議会では佐賀県障害者差別解消支援地域協議会という地域というものが入っており、他の委員会ではあまり地域というものは入らないので、特別に地域を入れた協議会ということで何かあるのか、そのあたりをお願いします。

(議長)

はい、今の発言について、事務局からコメントをお願いいたします。

(事務局)

はい、ありがとうございます。先ほどD委員のほうからご質問がありました、まず3ページ目のところの佐賀らしさのところですけども、私共の使い分けとして、サブタイトルのところでは佐賀をひらがなで書いて、中では漢字で書いております。どちらか統一した方がいいのであればということですけども、県民協働課さんどうでしょうか。たしかに今日の資料を見ても、タイトルは佐賀と漢字で書いて、中のさがすたいのマークの下はひらがなでさがらしいとなっております。

(県民協働課)

すみません、私共も、きちっとした統一はしていないんですけども、最近表記する時は、やっぱり漢字の方が分かりやすいよねということで、漢字で佐賀とするように進めておりますので、そこについては、佐賀は漢字で表記していただきたいと思います。

(事務局)

ありがとうございます。その旨で対応させていただきたいと思います。2点目にございました、この協議会の名前ですが、佐賀県障害者差別解消支援地域協議会ということで、地域という名称が入っております。制度的なことと言えば、国の差別解消法の法律で、この障害者差別解消支援地域協議会を各都道府県や自治体で設けるような形が示されているところがございます。そういったこともあるんですけども、やはりこういったことを考えて対応していくためには、地域が一つとなって行政だけでとか関係者団体だけでということではなく、いろんな分野の方たちが地域一体となって、他の協議会も同じ想いだとは思いますが、ここは改めて地域ということを明記して、協議会の名前に入れさせていただいたところがございます。すみません、答えになっているか分かりませんが、以上となります。

(議長)

はい、ありがとうございました。ほかに何かご意見ないでしょうか。はい、それではマイクをお願いいたします。

(E 委員)

事業者の方の立場ということで、ちょっと拝見させていただいて、会員の9割が小規模な事業者で、なかなか日頃障害について深く勉強する機会がないので、このハンドブックはすごくありがたく思います。この中で、先ほどページ数の話も出ましたが、限られたページ数で、ちょっと事業者が細かく調べたいという時にはちょっと足りないかなという感じはしますけども、予算等色々あるかと思しますので、ページはそんなにかけれないと思いますし、あまりに分厚くても億劫になるかと思しますので、特にこの障害種別の特性とか、困りごととか書いてあるところについてはもっと色々あった方が実際対応する時もいいかと思しますので、どこかQRコードでもっと詳しいページ、WEB上のハンドブックのところにとべるようにしてもらったら、詳しく知りたい方、あるいはそういう対応をしたい方は参考になるのではないかと思ひまして、作り方の話ですけども、ご提案です。

(議長)

はい、ありがとうございます。

QRコードをつけるというご意見、何人かの方からありますけども、そういうのを参考にさせていただければと思います。ほかに、ありますでしょうか。マイクをお願いいたします。

(F 委員)

ちょっと根本的なところになりますが、ハウツー的なところは今までのご意見を踏まえながら作られるとは思いますが、正直このハンドブックを読んで、すごく気持ち悪くて、先ほどからのご意見と似たようなところになるかと思うんですけども、合理的配慮はやさしさや思いやりではなく、人権の話したと思うんですね。なので、例えばタイトル案も多くのところがやさしさだったり思いやりというのが出てくるんですけども、こういうのではなくて、きちんと障害のある人も同じ県民で、この地域で暮らしているんだということが分かるような理解であったり支え合いであったりというものが基本にあるべきだと思っていて、なので事例で出てくることも、そもそも差別的で、差別的な考えを持った人が前提であるとすれば、その差別的な考え方がそうではなくて、ともに暮らす県民で

すよねということを理解していただいたその先が合理的配慮の話になるので、多分出発点が相当後ろ側にあるんですよね。だからここで落とし込むんだったら、多分ページ数が3倍ぐらい必要になると思います。なので正直もう一回考え方の部分は0から組み立てなおしてほしい気分です。時間とか予算とかもあるかと思うので、どこまでできるかわからないですけども、もう一度この考え方のところについては、できれば素案の考え方とか、ちょっと見直しをお願いできないかなと思っているところです。以上です。

(議長)

はい、ご発言ありがとうございます。ぜひ、今日時間が内容を決定するまでは、ありませんので、後でご意見を出していただければと思います。はい、どうぞ。

(G 委員)

すみません、それに付け加えるような形で大変申し訳ないんですが、合理的配慮のもともとの考え方というのは障害のある人達を中心なんです。これとなると、行政が中心、どこが中心なんだろう、障害のある方たちが中心なんですよ。障害のある方たち中心のハンドブックにならないといけないので、ちょっと考え方が、国の考え方が段々そっちの方に変わっていく。そして障害のある人たちが中

心となって、こういうことをやらないといけないという形に国は変わってきているというところで、佐賀県のあり方というのはこれでいいのかなと思ったことです。以上です。

(議長)

他にないでしょうか。はい、お願いします。

(H 委員)

私共も全国の研修会や会議棟で、この差別解消法の改正、そして合理的配慮について取組をスタートします、ということの説明等を受けております。その時に、全国から声が出たのが、合理的配慮について、どこまでを具体的にやるべきなのか、その具体的なところをなかなか言いづらいということを、やっぱりあちこちから声が出ております。今回、34ページから不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例ということで、例示が出されております。こういった例示の充実が必要だろうと思っております。私たちの会員、事業所の方々は、大企業から一人でやられている小規模まで様々いらっしゃいますので、こういった事例が具体的なものが多くあればあるほど助かるということもありますので、ページの制限等から、QRコードをつけていただく、あるいは例示から検索できるような

データベース機能等そういったものが将来的に準備いただければ、取組についてやりやすいのかなと感じているところです。あと、構成の問題だけでしょうけども、36ページの相談窓口、ちょっと字が小さくて見にくいので、少し大きめにやっていただければと思います。それと、もう一点が、会話のやり取りの場面例示がありますけども、場面②に飲食店があって、途中色んなものがある、突然また場面⑧で飲食店になっているので、飲食店は②と③で続けるとか、そういった形でやっていただいた方が分かりやすいのかなと思いますので、よろしくお願いたします。以上です。

(議長)

予定の11時になってしまいましたが、このハンドブックを印刷物として、いろんなところにまた配布していくということを通じて、一つは障害についての理解を深めて広げていくということもあると思います。それと事業者にとって合理的配慮が義務化されたということは、合理的配慮を受けることは障害者の権利であるということの裏側でもありますので、障害者の権利についての理解も深まるというのが、このハンドブックを通じてできればと思います。そしてそのうえで、合理的配慮の具体的な中身が、こういうことがあるということが伝わればと思います。そういうことで内容できるだけ3月には配布するというので、

時間も限られておりますけれども、最後にハンドブックのタイトルをどうするかという問題を投げかけております。合理的配慮の提供ハンドブックと今日はここに掲げられておりますけれども、これは仮の題であって、これをもう少し柔らかい言葉で表現できないかということで6つの案というのを示していただきました。この合理的配慮の提供ハンドブックをこの1から6の柔らかい言葉のタイトルに置き換えるということも考えて事務局としては提示されているわけですが、このタイトルをどうするかということについてご意見を伺いたと思います。もしそういう意見、考えておられる方はぜひご発言いただきたいのですが、いかがでしょうか。はい、それではどうぞ。

(I 委員)

タイトルの前に、ここにあるキャラクターバルたんですが、バレーやサッカーもあるのにどうしてこのキャラクターを使っているのでしょうか。教えていただきたいと思います。

(事務局)

おっしゃるとおり、様々なキャラクター、県内にもプロスポーツ関係のマスコットあります。今回私共、作成にあたりまして企画コンペという形で複数の業者さ

んから提案いただいた中で、この今B1に今年昇格をいたしまして今奮闘中のバスケット、佐賀バルナーズ、そしてこのマスコットキャラクターのバルたんを使って、広く皆さんにこの障害者差別解消に関する意識・関心を持っていただくきっかけとして一つの方法として、このバルタンの活用という提案を受けたところでございます。そのような中で私共もその案を採用していきたいということを決めたところでございます。その中で一つこれを活用したいということになりました。

(I 委員)

了解しました。

(議長)

タイトルに関してどうぞご意見を。

(B 委員)

失礼します。このマスコットキャラクターですけど、特定のスポーツを、合理的配慮という、スポーツにあまり親しまない人がいたり、逆にテニスが好きの方がいたり、いろんな人がいて、合理的配慮とスポーツは関連はしているけども、特

定のスポーツを取り込むというのは問題はないのでしょうか。これでいけないというわけではなくて、特定のスポーツを、他にいろんなスポーツがある中で、しかも今回は合理的配慮のハンドブックであるにも関わらず、こういう特定のスポーツだけを優遇するというのは全然問題ないのでしょうか。

(事務局)

決して今回はバスケットをPRするという意味、趣旨ではございませんので、あくまでも、ある意味このバルタンの知名度と言いますか、佐賀を代表するマスコットの一つということで採用させていただきたいと考えたところでございます。ですから、中身の中でバスケットに触れていくといったようなことでこのキャラクターを使っているわけではございません。

(議長)

はい、どうぞ。

(F 委員)

何度もすみません、今の話に関連するところで、なのでやっぱり根本的に0からなんですよね。多様性だったり共生社会だったりという時に、一つのシンボルが

出てきて、それに向かってというのが適切かどうか心配になるような内容なんです。内容的に多分充実していて、それを象徴するのがバルたんだったら、そんなに心配はいらないんですけど、バルたんが出てきて、なんとなく今までの資料タイプの内容がでてきて、そこに配慮をしてねという内容になっているのがそういう不安になるんだと個人的に思っているの、なので全体的にもう一回やり直しが必要なんじゃないかと思っているところです。なのでタイトルもこの6つから選ぶ気分ではないかなと思います。すみません、議論を止めてしまつて。

(議長)

根本的なところ、理念といいますか、あるいは障害者の権利と言いますか、そういう視点からも見直しが必要ではないかというご意見ですね。それは障害がない人が障害がある人に思いやりあるいは優しさを示すというレベルのことではなく、合理的配慮は障害者が持っている権利であるという、そのところから出発してほしいという意見ですね。私はそれは重要な意見だと思います。当事者の方のそういうご意見を尊重できた方がいいと思っております。

それでですね、タイトル、それを踏まえてつけるということにしましょうかね。

(事務局)

説明をふさいで申し訳ありませんが、決してこの6つの中から選んでくださいということではなくて、あくまでもイメージとして例えばというところで挙げておりますので、ぜひ皆様のほうから何かよりよいタイトルがあればということでのご意見をいただきたいと思ったところでした。ただ当然ながら、その内容そのものについて、表現一つ一つもそうなんですけども、そもそも論のところでのお話も出てきているかと思います。今回説明の際に目的ということで触れさせていただきましたけども、合理的配慮の提供ハンドブックにつきましては、事業者向けをメインという形で、実際に合理的配慮の提供を行うにあたっての視点ということで作成をできたらと考えているところでございます。ただ、本日の各委員の皆様からのご意見も踏まえますと、やはり障害者の立場での視点からというところも目的になりますと、この内容については不十分な内容になっているんじゃないかと思われまします。そのあたりボリュームのことも含めまして、目的を例えば分けて作成していったほうがいいのか、もう一度皆様のご意見を踏まえながら考えていく必要があるのかなと思っているんですけども、今回は条例・法改正の事業者の方に合理的配慮の提供が義務化されたことを受けて、ある意味その場面で使っていただけるようなハンドブックをと思ったところでございますけども、今日のご意見を踏まえまして、方向的なところの再検

討が必要かと感じているところでございます。

(議長)

実は昨日、わたくし事務局の方とこの会議のことで打ち合わせをしたときに、合理的配慮の提供ハンドブックという仮の題ですが、合理的配慮ハンドブックという文言もありました。どちらがいいのかということを検討しましたが、条例の中に合理的配慮の提供という言葉があるから、提供という言葉を残していいかなどその時は思いました。ただ、これは事業者に合理的配慮について理解していただくという意味で、それを提供するの事業者の義務であるということ提供という言葉が出ているんですけども、合理的配慮という概念そのものは障害を持っている方にとっていうと権利でもありまして、そういう意味では提供という言葉はあえて使わなくてもいいのではないかと、つまりこのハンドブックを通じて、障害者の権利やあるいは障害についての理解を深めていただくところまでをハンドブックが目指すのであれば合理的配慮ハンドブックでもよかったのではないかと思いました。私の感想みたいなことを最後に述べましたが、具体的なタイトルをどうするかも含めて、事務局にまた案を寄せていただくということで、この協議会をお開きにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。何かご意見がある方あれば、最後にどうぞ。はい、それでは時間も押してお

りますので、本日のこの協議会お開きにさせていただきたいと思います。